



ニュースレター No. 1

1986年(昭和61年)6月

# NEWSLETTER

INTERNATIONAL LAKE ENVIRONMENT COMMITTEE

国際湖沼環境委員会

——よりよい湖沼管理をめざして——

このニュースレターには英語版もあります。

## 琵琶湖畔から

人間がはじめて地球上にあらわれたときは、自然の生態系の一員にすぎないという点では、ほかの生物と変わらなかったのです。しかし、人間は、ひたすら自分たちの繁栄と長寿で安全な生活を求めて、自然生態系の制約をのがれ、できるだけ自然から独立したシステムのなかで生きる道を探しはじめました。そして、農業・医療・工業などの技術の発達のおかげで、人間独自のシステム—文明系—をつくりあげることになりました。その結果、人間の数はとめどもなく増えつづけ、人間は、自身の文明系を拡大するために、自然の生態系を破壊しつづけてきたのです。

しかし、もしこういう自然破壊が進行してある限界をこえれば、地球の環境は、局地的にも全体としても安定を失い、文明系の存立が脅かされることになるでしょう。近年になって各種の環境問題が頻繁におこるようになったのは、そのきざしです。明らかに、自然破壊の限界は近づいてきています。現代の爆発的な人間活動の拡大と技術革新は、われわれの文明の進む方向に根本的な修正をせまっているように思われます。

これまでのような、文明の進歩イコール文明系の空間的拡大という考えは、もはや許されません。これ以上自然を犠牲にして文明系の領域をひろげることはやめて、技術の進歩の目標をいまある文明系内部の高度化・質的向上におき、それによって自然が生き残る空間を十分確保するようにすべきです。これが、20世紀後半の環境問題への対応から我々が学んだ大きな教訓だと、私は考えています。将来の世界では、高度に発達した文明系と自然生態系とが共存し、空間的にはおおむね独立しながら、機能的には相互に依存しあって、ともに栄えてゆくことが望まれます。両者の空間的配分は、小地域・大地域・全地球の各レベルごとに、最適化してゆかねばなりません。

ただし、自然系と人間系とを分離するという原則は、こと湖沼に関するかぎり、適用が困難です。湖というものは、まとまった一体をなしているのが通例で、複数のサブシステムには分割しにくいからです。湖のなかでの人間活動は、湖の生態系とおなじ空間のなかで営まれています。湖の水は、湖内の生態系をはぐくむ「いのちの水」であると同時に、人間にとっては、灌漑用水、工業用水、エネルギー源、そしてとくに湖岸の都市域の生活用水として、貴重な水資源でもあります。だから、湖沼の中では、自然系と人間系とがうまく折れ合って同居できるよう、湖全体を管理してゆくほかありません。

琵琶湖畔の天津で開かれた'84世界湖沼環境会議では、このような視点から世界の湖沼にしのびよる環境悪化の危機を訴えた国連環境計画の事務局長モスタファ・トルバ博士の基調講演が、2,500人の参加者の深い共感をよびました。また、トルバ博士は、湖とその集水域の合理的管理計画の確立をめざして、そのリーダーシップをとるための国際組織をつくろうと提案しました。



吉良 竜夫 委員長

国際湖沼環境委員会(International Lake Environment Committee, ILEC)は、このトルバ博士のよびかけと、同じ趣旨をもちこんだ'84世界湖沼環境会議の決議「琵琶湖宣言」にこたえて結成されたもので、本年2月21日、13ヶ国16名の委員構成により発足しました。従って、ILECは、科学的・技術的

かつ管理・計画的な視点から、一般原則の確立ばかりでなく個々の事例への対応をもめざして、活動してゆくことになるでしょう。初年度の事業としては、

- \*湖沼の合理的管理のためのガイドライン作り
- \*とくに湖の資源に重点をおいた、環境と経済開発の調和に関するワークショップの開催
- \*世界の湖沼環境についての自然および社会・経済的データの収集出版

などが予定されています(別項記事参照)。

ここにILECの結成と発足をお知らせするにあたって、その準備段階および初年度に対する財政的援助をおしまれなかった滋賀県に対して、委員会を代表して深く謝意を表したいと思います。UNEP、日本政府の環境庁および外務省、国連地域開発センター(UNCRD)、そのほか内外の各機関からいただいた助言と協力に対して、さらにILECの発起人各位および関係の方々がこの委員会を軌道にのせるために払われた努力に対しても、あつくお礼を申し上げます。

1986年4月

滋賀県大津市にて

国際湖沼環境委員会

委員長 吉良 竜夫

## 設立準備会における滋賀県知事挨拶

本日は、私の呼びかけに応じ、国際湖沼環境委員会設立準備会にご出席下さり、ありがとうございます。

皆様方は、いずれも世界的に著名な水問題の専門家であり、きわめてご多忙なかたばかりではありますが、本委員会の重要性を認識せられ、発起人引受を快諾していただきましたことを、この委員会を提唱いたしました者として重ねてお礼申し上げますとともに、皆様方を心から歓迎いたします。

現在、世界には何十万という湖があるといわれていますが、少なくとも人間活動と深いかわりを持つ湖は、いずれも自然のバランスが壊されつつあるという現況に直面しております。そして、その現況を少しでも改善するために、それぞれの湖において、可能なかぎりの努力がなされております。しかしながら、抱える問題は湖沼によって必ずしも同一でなく、きわめて

個性的な形で現れるとともに、その原因も多種多様であり、解決への道は一樣ではありません。湖沼の管理に携わる人々は、湖沼ごとに抱える問題の多様性の故に、国際的にも学術的にも、さらには同一国内の湖沼においても課題解決のために一堂に会して語りあう場を持ちえなかったのではないかと推察しております。たとえそうであるとしても、それでもなお私は、これらの湖沼環境問題を克服するための共通のルール、すなわち、『水と人間との新たな調和の道』が必ずあると確信いたしております。



トルバ UNEP 事務局長と対談する武村滋賀県知事(1985年5月14日 ナイロビ)

我が滋賀県も、その中央部に県域の6分の1におよぶ日本最大の湖『琵琶湖』を抱えております。この湖は、古来、周辺に住む人々の生活と深い関わりを持ってまいりました。湖そのものを直接利用するという形での漁業や湖上交通の手段として、また、飲用水源や農業用水源、さらには工業用水源として切っても切れない関係を持ってきただけでなく、滋賀県の全区域を地理的に表現する時に用いる地名である『近江盆地』の中央部に琵琶湖という一大水域を周辺住民が等しく共有するという事実は、琵琶湖周辺に住む人々、つまり滋賀県民の精神的なアイデンティティ(同一性)を形作る上で大きな役割をはたしてまいりました。また、琵琶湖は、滋賀県の住民ばかりでなく、下流にある京都、大阪、神戸などの市民1,300万人の飲料水、生活用水として、また、工業用水、農業用水、発電用水としても利用されています。つまり琵琶湖は、世界的な標準からいえば、さして大きな湖ではありませんが、その水を利用する人口の大きさ、水資源としての重要性からみれば、世界において最も注目し値する湖の一つと思います。

この湖も富栄養化を初めとして、色々な形で出現する環境問題に直面してきております。それら問題点の個々の現れ方に対応し、私達は可能な限りの方法でその解決に当たってまいりました。しかし、その経験から今いえることは、いかに行政レベルの努力を重ねようと、あるいは、いかに科学的の領域での研究がおこなわれようと、それぞれの分野の努力だけでは環境問題解決への道は決して開かれないということでもあります。滋賀県は、1980年に琵琶湖の富栄養化を防止するために、世界で初めて湖沼の富栄養化の原因物質として最も重要な働きをしているといわれるチッソおよびリンを規制する条例を施行しました。この条例制定に至る過程において、行政の任に当たる私達は、草の根の住民運動ともいえる素朴ではあるがそれが故に問題の本質に総合的に迫る石鹸使用運動に大きな影響を受けました。そして、そこから学んだ教訓として、私達が湖沼の環境を回復せしめ、そしてそれを保全していくための道は、まず各方面の専門家がそれぞれの立場に囚われることなく問題解決への原点に立寄り、真摯に協力しあう場を持つことであると信ずるに至りました。

このような認識のもとに、私は、昨年、世界の多くの国際機

関、政府、研究者、市民団体などの代表に参加を呼びかけ、'84世界湖沼環境会議を開催いたしました。この会議は、UNEPを始めとし、国連大学、日本政府、滋賀県が姉妹提携をしているアメリカ合衆国のミシガン州政府、ブラジルのリオ・グランデ・ド・スール州政府および中国の湖南省政府などの賛同と後援を受け、成功の裡に終了し、成果を残しました。

また、この会議には UNEP のトルバ事務局長も出席され、基調講演をされましたが、そのなかで、環境的に健全な水資源管理対策の一環として、国際的な協定とそれに基づく湖沼管理の在り方を探ることは UNEP 自体の将来課題として欠かせない主題であるという前提にたつて、この会議の趣旨を後世に活かすための機関としての国際委員会の設置を提案されました。さらに、会議に参加した人々の総意が『琵琶湖宣言』にまとめられ、その中においてもトルバ博士の提案を受けて、会議の趣旨を後に伝え、また、湖沼を救う具体的な行動を支援するための国際的な情報交換組織の設置が提案されました。

私がトルバ博士の要請に応え、また、『琵琶湖宣言』の提案を具現化するためにこの国際湖沼委員会の設立を呼びかけたのは、'84世界湖沼環境会議の主催者としての責務であると同時に、湖沼の環境問題を解決するための基本が何であるかということに対する私の信念によるものであります。

琵琶湖の周辺では、今、水資源を有効適切に利用するための開発事業が進められております。私達は、この開発が単に水資源の開発にとどまることなく、それによって湖の周辺や下流域の住民の生活向上を図ること、そして、そのためにこそ湖の水質保全を含めて総合的な環境保全対策が欠かせない要因であることに最大の視点を置いて、この開発を進めております。私は、この経験が湖沼の環境管理にとって先駆的な役割を果たすことになることを強く期待していると同時に、この琵琶湖のほとりにおいて、国際機関としてこの委員会が設立されることは、今後の湖沼問題を国際的な視野から見渡すための大きな意義をもたらすものと考えております。近い将来、世界各地の湖沼環境問題の解決のため、この委員会が最も権威ある国際組織として、必要とする湖沼に対し適確な指針を提示できるようになることを私は心から期待しております。この委員会が将来どのように性格付けられ、またどのような事業を行うことが最も目的に適うのかについて皆様方の科学的、専門的な立場からの十分な議論が尽くされることを切望いたします。

ここに、あらためて皆様方に感謝の意を表し、国際湖沼環境委員会設立準備会の開会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

## 国際湖沼委員会の設立経過

昭和59年8月28日

トルバUNEP事務局長は、'84世界湖沼環境会議基調講演で、会議の精神を生かすために、「滋賀県に本拠地を置いた、国際湖沼委員会の設置」を提案した。

昭和59年8月31日

'84世界湖沼環境会議全体会議で、会議を総括する『琵琶湖宣言』を採択。このなかで、「湖沼を救う効果的な行動を起こすためには、湖沼の特性と管理に関する情報や経験の国際交流が必要であり、この目的達成のために国際的な連絡組織を設置すること」が盛りこまれた。

昭和60年5月14日

ケニア、ナイロビ市UNEP本部にて、トルバ事務局長と武村滋賀県知事会見。昭和60年秋までに、世界10~12ヶ国からの委員を集めた、国際委員会の設立を図ることで意見の一致をみた。

昭和60年6月1日

UNEPゴルフ計画局長と山口生活環境部長、東京で国際

委員会設立にあたっての基本的事項についての意見を交換。

昭和60年 6月13日

トルバ事務局長と吉良琵琶湖研究所長、名古屋にて国際委員会の機構およびUNEPの今後の協力について協議。国連地域開発センター佐々波所長も同席。

昭和60年 6月27日

武村滋賀県知事は、昭和60年 6月県議会で、UNEP管理理事会におけるスピーチの報告をし、国際委員会設置について所信を述べる。

昭和60年 9月 5日

トルバ事務局長と橋本滋賀県環境顧問、ナイロビにて会見。トルバ事務局長は次のように表明。「武村滋賀県知事が国際委員会の準備を進められていることに、深い感謝の意を表す。今後は私が誠意を示さなければならない。委員会は、自然科学者、社会・経済学者、水の管理計画の専門家により構成されることが望ましい。」

昭和60年 9月28日

昭和60年度中に、国際湖沼環境委員会を発足させるため、その設立準備および第1回の開催に要する経費として、3,300万円の補正予算が9月県議会で可決。

昭和60年12月 5日～7日

国際湖沼環境委員会を設立するための設立準備会が、下記発起人の出席により大津市、滋賀県琵琶湖研究所で開催された。

合田 健、 ゴルベフ G.N.、 ヨルゲンセン S.E.、  
吉良竜夫、 レッフルー H.、 オーヴァーベック J.、  
武村正義、 フォーレンヴァイダー R.A.、 橋本 道夫、  
ペッツ G.E. (ホホワイト G.F. 博士の代理)

会議では次の点に関し合意がなされ、設立趣意書が採択された。

- (1) 定期的に国際会議を開催する等により、湖沼環境管理と水資源利用に関する情報の交換をする場を持つことが必要である。
- (2) 世界中の湖沼と、その環境に関する正確で新鮮な情報を、必要なときにはいつでも提供しうる機関が設立されるべきである。
- (3) 前項の機関は、湖沼とその集水域の環境管理に関するUNEPの諮問機関として機能するものとする。

昭和61年 2月21日～22日

国際湖沼環境委員会設立総会が、大津市、滋賀県琵琶湖研究

所で開催され、昭和61年(1986)年 2月21日付で正式に委員会が設立された。

## 目 的

国際湖沼環境委員会 (International Lake Environment Committee、略称ILEC) は、自然のバランスをそこなわない開発政策と合致した、湖沼(天然および人造のものを総称する)とその環境の合理的な管理を推進することを目的とする。

## 地 位

国際湖沼環境委員会は国際的な非政府機関 (NGO) である。また、UNEPの事業に対する学術的助言機関の役割をもち、「環境保全的陸水域管理計画 (EMINWA)」の実施を援助する。

## 機 能

国際湖沼環境委員会は、環境面を重視した湖沼管理に関して、触媒的な機能によって下記のような事項に貢献するものとする。

- (1) 湖沼環境に立脚した科学的、技術的および管理のための情報、データおよび経験の交流を推進すること。
- (2) 特に発展途上国における湖沼の開発および環境保全計画作成にあたって、それらの環境の管理政策遂行のための助言と手助けをすること。
- (3) 経済開発と湖沼資源の合理的な利用とを調和させるための環境政策ガイドラインを提供すること。
- (4) 湖沼およびその環境に関する科学研究を推進すること。
- (5) 湖沼とその環境についての技術面および管理面の研修事業を促進すること。
- (6) 湖沼とその環境の管理の改善に必要な財的・人的資源を、国内、二国間ないし多国間に求め動員するために助力すること。
- (7) 委員会の目的を推進するために、国際的機関、地方機関、政府機関、研究機関および非政府機関に対し、協力と関与を求めること。
- (8) 湖沼およびその環境に関する会議の企画、および編成を援助すること。



設立総会討議風景：琵琶湖研究所ホール









